

行方市告示第21号

住民基本台帳カードの有効期限終了に伴う関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和8年2月27日

行方市長 高 須 敏 美

住民基本台帳カードの有効期限終了に伴う関係告示の整理に関する告示

(行方市戸籍の届出における本人確認等の取扱いに関する事務処理要綱の一部改正)

第1条 行方市戸籍の届出における本人確認等の取扱いに関する事務処理要綱(平成17年行方市告示第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める。

様式第2号中「住基カード」を「個人番号カード」に改める。

(行方市不受理申出書等に係る申出人に対する本人確認等に関する事務処理要綱の一部改正)

第2条 行方市不受理申出書等に係る申出人に対する本人確認等に関する事務処理要綱(平成17年行方市告示第6号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める。

(行方市住民異動届に関する本人確認事務処理要綱の一部改正)

第3条 行方市住民異動届に関する本人確認事務処理要綱(平成17年行方市告示第8号)の一部を次のように改正する。

本則中「住民基本台帳カード、」を削る。

(行方市住宅支援給付事業実施要領の一部改正)

第4条 行方市住宅支援給付事業実施要領(平成26年行方市告示第12号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第1号ア中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改め、「健康保険証」を削る。

(行方市母乳相談等助成事業実施要綱の一部改正)

第5条 行方市母乳相談等助成事業実施要綱(平成27年行方市告示第29号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項第2号中「住民基本台帳カード」を「個人番号カード」に改める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。